

考

事項

の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
Eは他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
Eを更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する
を受講すること。